

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	愛玩動物看護師法施行令案
規制の名称	愛玩動物看護師による愛玩動物の診療の補助の実施（対象動物の規定）
規制の区分	改正（緩和）
担当部局	農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
評価実施時期	令和3年7月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>我が国においては、犬、猫等の愛玩動物は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっている。これに伴い、飼い主が求める獣医療の内容も高度化、多様化しており、獣医師と動物看護師によるチーム獣医療の充実が期待されている。また、しつけなどの飼い主教育の重要性も指摘されているほか、動物を介在した介護や福祉、教育に関する活動も盛んになってきており、これらの活動の充実に向けて、動物看護師の役割が大変重要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、愛玩動物の獣医療の普及・向上や適正な飼養に寄与するため、令和元年6月、議員立法により愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）が制定され、愛玩動物看護師の国家資格化が図られたところ。</p> <p>愛玩動物看護師の業務の一つである「診療の補助」は、獣医師の指示の下行われる採血、投薬等をいい、獣医師が行う場合のほかは、愛玩動物看護師の免許を受けた者でなければ行うことができない。今般、法に規定のある犬及び猫のほか「愛玩動物」に含まれる動物の種類について、法の施行に先立って政令で新たに規定し、明確化することが必要となっている。</p> <p>政令では、オウム科全種、カエデチヨウ科全種及びアトリ科全種（以下「愛玩鳥」と総称する。）を規定することとしているところ、本案を実施しない場合、愛玩動物として多数飼育されている愛玩鳥について、愛玩動物看護師による「診療の補助」業務が行われないこととなり、チーム獣医療の充実が図られない状態が続くこととなる。</p>
想定される代替案	<p>愛玩動物看護師として、一定の知識及び技能を持った者のみが「診療の補助」業務を実施可能とするよう規律する枠組みが前提となっており、また、愛玩動物看護師は、その名称のとおり「愛玩動物」について業務を行う者であるところ、その対象として愛玩鳥を指定するほか、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。</p>

直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	<p>「愛玩動物看護師」の免許取得に必要な経費として学費、受験手数料等の負担が見込まれるものの、愛玩鳥を指定しても資格取得者の増減は見込まれないことから、追加的な遵守費用は発生しない。</p>	—
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 獣医師法、獣医療法など関係法令を遵守した診療が行われているかを監視指導する体制が既に存在していること、 ○ 試験実施及び愛玩動物看護師の登録実施については、指定試験機関及び指定登録機関に事務を行わせる予定であり、その費用は手数料により賄うこととされていることから、試験実施及び愛玩動物看護師登録による追加的な行政費用は生じない見込み。 	—
直接的な効果(便益)の把握	<p>「チーム獣医療」の充実による適切な業務分担による診療の効率化、早期の診療の実施が果たされた場合、その効果を個別具体的に示すことは困難であるものの、年間約6,158億円以上と推計される犬、猫及び愛玩鳥に「ケガや病気の治療費」としてかけられている費用が一定程度低減することが見込まれる。</p> <p>また、犬、猫等の愛玩動物は、今や多くの家庭において、家族の一員としてかけがえのない存在となっており、その生命・健康の維持、増進は、金銭価値化は困難ではあるものの、非常に大きな価値を有するところ。</p>	—

副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>愛玩動物看護師は、「診療の補助」業務以外にも看護、愛護等に係る業務を実施することとしており、愛玩動物の獣医療の普及・向上や適正な飼養の推進等が見込まれる。</p> <p>また、愛玩動物看護師が「診療の補助」を行える対象に愛玩鳥を加えることで、愛玩動物看護師は愛玩鳥の採血等を行うことが可能となり、診療の効率化が図られることによって、愛玩鳥の治療費の一部が削減可能となる見込み。</p>	—
費用と効果(便益)の関係	<p>本案の結果として、政令の制定に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない一方、「診療の補助」業務を担う愛玩動物看護師が愛玩鳥についてもその業務を行うことで、ケガや病気の治療費の低減が見込まれる。</p> <p>これら費用と便益を比べると便益が費用を上回ることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。</p>	
その他の関連事項	<p>「愛玩動物」に含まれる動物の種類について、学識経験者等を招き開催した「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」において議論が行われ、法に規定のある犬及び猫のほか、オウム科全種、カエデチヨウ科全種及びアトリ科全種を指定することが適当とされたところ。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>法施行後5年を目処として事後評価を実施する。</p>	
備考		